

## 土地区画整理法第76条に係る申請者の皆様へ

都市核地区土地区画整理事業施行地区内で建築行為又は土地の形質の変更等を行う場合には、市長の許可が必要です。

事前に、次の書類を、都市整備部区画整理課へ提出してください。

### 建築確認申請を要する場合

	提出書類	部数	内 容
1	許可申請書	3部	正 1部 正の写し2部
2	建築確認申請書 (概要書)	3部	正 1部 正の写し2部
3	建築確認申請書 (図面)	3部	案内図・配置図・平面図・立面図・断面図等、建築確認申請に要する図面(構造計算書は不要)
4	委任状	3部	正 1部 正の写し2部 申請者と来庁者が異なる場合のみ
5	同意書	3部	正 1部 正の写し2部 土地所有者と行為を行う者が異なる場合のみ

### 建築確認申請を要しない場合

	提出書類	部数	内 容
1	許可申請書	3部	正 1部 正の写し2部
2	案内図	3部	方位、道路及び目標となる地物を明示
3	配置図	3部	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物及び工作物等の位置、敷地が接する道路の位置を明示
4	平面図・立面図・断面図	3部	行為の内容が分かるように適宜作成し、縮尺、方位、構造、規模、材料、高さ等を明示
5	委任状	3部	正 1部 正の写し2部 申請者と来庁者が異なる場合のみ
6	同意書	3部	正 1部 正の写し2部 土地所有者と行為を行う者が異なる場合のみ

#### 【お問い合わせ先】

武蔵村山市役所都市整備部区画整理課  
電 話 042-565-1111 (代表)